

「八尾こども計画及び八尾市子ども・子育て支援事業計画（素案）」  
に係る市民意見提出制度実施要領（案）

1	件名	「八尾こども計画及び八尾市子ども・子育て支援事業計画（素案）」についての市民意見
2	目的	「八尾こども計画及び八尾市子ども・子育て支援事業計画」を策定するにあたり、「八尾市市民参画と協働のまちづくり基本条例」第12条に基づき、広く素案を公表し、市民の意見提出という形で市民の参画の機会を保障するとともに、それらの意見を反映することを目的とします。
3	事業説明	<p>本市では、「次世代育成支援対策推進法」（平成15年7月制定）に基づき「八尾市次世代育成支援行動計画」（前期計画・平成17年3月策定、後期計画・平成22年3月策定）を策定し、次代の社会を担う子どもが健やかに成長でき、八尾市で子どもを生き育てて良かったと実感できるまちになることをめざして取り組みを行ってきました。</p> <p>八尾市次世代育成支援行動計画の計画期間が平成26年度末で終了となることから、本市の子ども・子育て支援施策を推進していくため、新たに「八尾こども計画」を策定するものです。</p> <p>また、「子ども・子育て関連3法」（平成24年8月制定）に基づき、社会全体で子ども・子育て世帯を支える仕組みとして子ども・子育て支援新制度が平成27年度4月から開始されることに伴い、市町村は制度の実施主体として「子ども・子育て支援事業計画」の策定を義務づけられており、本市では「八尾市子ども・子育て支援事業計画」を八尾こども計画に含め、一体的に推進していきます。</p> <p>ついでには、計画（素案）に対するより多くの市民の意見を聴取するため、「市民意見提出制度に関する指針」に基づき、本計画（素案）に対する市民の意見・提言を募集いたします。</p> <p>また、八尾こども計画では、市民・地域・企業と行政とのパートナーシップにより八尾市全体で子ども・子育てを支えていける計画となるよう、本計画に親しみのもてるような愛称をつけるため、計画（素案）への意見に加えて、計画名の愛称についても市民の提案を募集いたします。</p>
4	対象者	市内に在住・在勤・在学又は事業を営む全ての人、及び市内に事業所を有する法人その他の団体
5	資料内容及び公表方法	<p>(1) 公表する資料 「八尾こども計画（素案）」</p> <p>(2) 公表の方法 市役所本館（こども政策課及び情報公開室）、市内各出張所、子育て総合支援ネットワークセンター（社会福祉会館内）、桂・安中人権コミュニティセンター、緑ヶ丘コミュニティセンター、生涯学習センター、市内各図書館での閲覧、八尾市のホームページを利用した閲覧</p>
6	公表期間	平成26年12月1日（月）～平成27年1月6日（火）
7	意見募集期間	平成26年12月1日（月）～平成27年1月6日（火）必着

8	必須記入事項	<p>(1) タイトル 「八尾子ども計画及び八尾市子ども・子育て支援事業計画（素案）への意見」</p> <p>(2) 住所又は所在地 (3) 氏名又は団体名 (4) 意見本文</p> <p>＊ 提出された氏名等の個人情報は、「八尾市個人情報保護条例」に基づき、適切に取扱います。</p> <p>＊ (1)～(4)の項目が欠けている場合は、提出意見として取り扱わない場合があります。</p> <p>＊ 所定の意見提出用紙（八尾市のホームページ等に掲載）を活用する場合は、タイトルの記入は不要です。</p>
9	意見の提出方法及び提出先	<p>(1) 持参（代理人によるものを含む。）：市役所本館7階子ども政策課</p> <p>(2) 郵送：〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号 八尾市子ども未来部子ども政策課</p> <p>(3) ファクシミリ：072-924-9548</p> <p>(4) 電子メール：kodomoseisaku@city.yao.osaka.jp</p>
10	提出された意見の取り扱い等	<p>(1) 今回の市民意見提出制度に基づいて寄せられた意見を踏まえ、可能な内容については、本計画（案）に反映させます。</p> <p>(2) 提出された意見は、個別に対応せず、市民意見提出期間終了後、意見の整理を行い、資料として活用するとともに、素案への反映可否等について後日（平成27年3月頃を予定）に情報公開室や八尾市のホームページ等で公表します。</p> <p>(3) 提出された意見は、住所・氏名を除き、そのままの形で公表することがありますので、個人が特定されるような内容は意見本文中にはできるだけ記入しないよう、ご留意ください。</p> <p>(4) 意見を受領した旨の連絡は省略します。</p> <p>(5) 市民意見提出制度として、電話・口頭での意見提出は取り扱いません。</p>
11	担当（問合せ先）	<p>八尾市子ども未来部子ども政策課 電話：072-924-3988（直通）</p>

意見提出用紙（案）

タイトル		八尾子ども計画及び八尾市子ども・子育て支援事業計画（素案）への意見	
連絡先	住所又は所在地	〒 ー	
	氏名又は団体名		
	連絡先	電話番号	ファクシミリ
		電子メールアドレス	
該当箇所	（ ）内に該当する数字を記入してください。		
	（ ）ページ（ ）行目 ～ （ ）ページ（ ）行目		
意見・提言			
提案（任意）	計画の愛称		

（締切日） 平成27年1月6日（火） 必着

（提出先） 〒581-0003 八尾市本町一丁目1番1号  
八尾市 子ども未来部 子ども政策課（市役所本館7階）

（FAX） 072-924-9548

（E-mail） kodomoseisaku@city.yao.osaka.jp

電子メールで送付される際は件名を「八尾子ども計画（素案）への市民意見」としてください。